

学校法人松山大学発明等取扱規程

2013（平成25）年4月9日

制定

（目的）

第1条 この規程は、学校法人松山大学（以下「本法人」という。）の教育職員又は事務職員等の業務上行った発明等に係る知的財産権の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、発明等を行った教育職員又は事務職員等の権利を保障するとともに、研究成果の社会的活用を図り、もって本法人における学術研究の振興に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

(1) 「発明等」とは、特許法（昭和34年法律第121号）、実用新案法（昭和34年法律第123号）、意匠法（昭和34年法律第125号）、商標法（昭和34年法律第127号）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）、及び種苗法（平成10年法律第83号）に規定されている知的財産権の対象となる発明、考案、創作等並びに外国におけるこれら一切の権利をいう。

(2) 「職務発明」とは、本法人の管理する資金、施設、設備その他の資源を用いて行われた研究等に基づき、教育職員又は事務職員等が行った発明等をいう。

(3) 「発明者」とは、発明等を行った教育職員又は事務職員等をいう。

2 この規程の対象となる「教育職員又は事務職員等」とは、次の各号に定める者をいう。

(1) 本法人の専任かつ常勤の教育職員又は事務職員（受託研究担当者を除く。）

(2) 松山大学の学部若しくは大学院の学生又は松山短期大学の学生

(3) 職務発明について、本法人との間で契約が締結されている者

(4) 前各号に掲げる者のほか、理事長が認めた者

（発明委員会）

第3条 教育職員又は事務職員等の発明等に関し、必要な事項を審議するため、発明委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、理事長の諮問に応じて速やかに次の各号に掲げる事項を審議し、その決定の内容を理事長に答申するものとする。

(1) 発明等が職務発明であるか否かについて

(2) 発明等に係る権利等の帰属について

(3) その他前各号に付帯する必要なことについて

3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 常務理事1名（理事長の指名による。）

- (2) 発明者の所属する、学部の長（以下「学部長」という。）、大学院研究科の長（以下「研究科長」という。）、松山短期大学の学長（以下「松山短期大学学長」という。）又は事務部の長（以下「事務部長」という。）
 - (3) 前号の学部長、研究科長、松山短期大学学長又は事務部長が指名する本法人の専任かつ常勤の教育職員又は事務職員 2 名
 - (4) 総合研究所長
 - (5) 事務局長
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、理事長が必要と認めた者
- 4 前項の規定にかかわらず、前項各号の委員が当該発明者又は発明等の直接の関係者である場合は、前項第 1 号の委員が指名する 1 名の本法人の専任かつ常勤の教育職員又は事務職員が、これを代行する。また、前項第 1 号の委員が当該発明者又は発明等の直接の関係者である場合は、別の常務理事が、これを代行する。
- 5 委員会に委員長を置き、第 3 項第 1 号の委員をもってあてる。
- 6 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。
- 7 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。会議の議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 8 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 9 第 3 条第 3 項第 3 号及び第 6 号により指名された委員には、1 回当たり 1,900 円を支給する。ただし、第 6 号において理事長が必要と認めた者が学外からの招聘者の場合は 1 回当たり 5,500 円を支給する。
- 10 委員会の庶務は、図書館事務部総合研究所事務課において行う。

（発明等の届出）

第 4 条 教育職員又は事務職員等は、その行った研究の成果が発明等に該当すると認めたときは、速やかに所属する学部長、研究科長、松山短期大学学長又は事務部長を経由して理事長に届出なければならない。

（権利の帰属の決定）

第 5 条 理事長は、前条の規定による届出があったときは、速やかに委員会に当該届出に係る発明等の権利の帰属及びその他必要な事項について諮問するものとする。

2 委員会が届出のあった発明等について職務発明に該当すると認定したときは、当該発明等に係る権利は本法人が承継する。ただし、本法人がその権利を承継する必要がないと決定したときは、この限りでない。

3 委員会が当該発明等を職務発明に該当しないと認定したときは、その発明等に係る権利は発明者に帰属する。ただし、発明者が譲渡を申出たときは、本法人がその権利を承継することができる。

4 前二項の決定が行われたときは、理事長は、速やかに当該届出者に通知しなければならない。

(特許等の出願)

第6条 理事長は、権利を承継したときは、速やかに特許等の出願手続きを開始しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、委員会の議に附し、発明等の性質上、出願を行わず、本法人内に保留する場合がある。

(譲渡証書の提出)

第7条 発明者は、第4条の規定により届出をした発明等に係る権利を本法人が承継すると決定した旨の通知を理事長から受けたときは、速やかに譲渡証書及びその他必要な書類を理事長に提出しなければならない。

(発明者の責務)

第8条 発明者は、本法人が当該発明等に係る権利を承継した場合においては、その権利に係る特許等の出願手続き、審査及び審判に伴う情報提供等について本法人関係部課に協力しなければならない。

(行為の制限)

第9条 発明者は、委員会が当該発明者の発明等について職務発明に該当しないと認定したか、又は職務発明であるがその権利を本法人が承継する必要がないことを決定した後でなければ、特許等の出願を行ってはならない。また、その権利を第三者に譲渡してはならない。

(秘密の保持等)

第10条 発明者及び教育職員又は事務職員等の発明等に関する事務に携わる者は、発明等に関する事務を迅速に処理するとともに、発明等の内容、権利の実施状況その他一切の発明等に関する事項について秘密を守らなければならない。

(補償金)

第11条 第5条の規定により、本法人が権利を承継する決定が行われた発明等について出願がなされた場合には、その発明者に対して出願補償金（1件1万円）を、また、特許権等が登録された場合には登録補償金（1件2万円）をそれぞれ支払うものとする。

2 第5条の規定により、本法人が承継した権利についての実施権の設定、実施許諾、譲渡等により収入を得た場合には、実施補償金として、その収入から当該特許権等の出願、登録及び維持等に要した費用を控除した額の50%を発明者に支払い、残額を本法人に配分する。

3 前2項の規定は、当該発明者が本法人を退職した後にも適用する。

(異議申立て)

第12条 第5条に定める決定に異議があるときは、発明者は、通知を受けた日から1カ月以内に異議申立書を理事長に提出して、異議を申立てることができる。

2 理事長は、前項の規定により異議の申立てがあったときは、委員会の議に附し、その当否を決定し、当該発明者に通知するものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(所管)

第14条 この規程に関する事務は、図書館事務部総合研究所事務課が行う。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、総合研究所運営委員会の議を経て、常務理事会が行う。

附 則

この規程は、2013（平成25）年4月9日から施行する。

附 則（2016（平成28）年3月8日）

この規程は、2016（平成28）年3月8日から施行する。

附 則（2021（令和3）年3月30日）

この規程は、2021（令和3）年4月1日から施行する。

附 則（2025（令和7）年3月14日）

この規程は、2025（令和7）年4月1日から施行する。